

補助対象とならない工事（例）

	工 種	参考他事業（○）及び備考（*）
6 □ 所有建物に係る事項	□ 新築、増築、改築工事	* 既設住戸のリフォーム工事に限る
	□ 公共工事の施工に伴う補償工事	* 申請者が居住又は居住予定の住戸に限る
	□ 所有の賃貸住宅	* 申請者が居住又は居住予定の住戸に限る
	□ 店舗、事務所の改装	○安全・安心住まいづくり支援事業（木造戸建住宅耐震）建築指導課 095-829-1174
	□ 耐震改修工事	* 補助対象工事との併用可能ですが、工事の区分が必要です。
	□ 解体工事	○特定空家等除去費補助金 建築指導課 095-829-1174
□ 下水道接続工事	□ 下水道接続工事	* 補助対象工事に伴う撤去工事は対象になります ○水洗化補助金交付制度 上下水道局 料金サービス課 095-829-1183 * 敷地内配管は対象となる場合があります
	□ 給湯器具の新設、交換、撤去	* 給湯器、湯沸し器、風呂釜 等
	□ 電化製品の購入、設置、交換	* アンテナ・エアコン・洗濯機・冷蔵庫 等
	□ 電話、インターネット等の配線工事	
	□ 太陽光発電設備の設置、交換、移設	* 屋根塗装等のための撤去・設置についても対象外
	□ 家具・什器の購入、設置	* カップボード・サイドボックス・水屋・下足箱 等含む
□ 玄関ドアの鍵のみの取替	□ 玄関ドアの鍵のみの取替	
	□ シロアリ等の駆除及び防蟻処理	
□ 防蟻清掃	□ ハウスクリーニング	
	□ 配管の詰りおよび洗管（管の清掃）	
□ 外構	□ ブロック塀及びフェンスの改修、新設	
	□ 造園（池、植栽）などの修景工事	
	□ 門扉の改修	
	□ 塀の塗装	
	□ ウッドデッキの改修	* ポーチ、犬走りは建物の一対物として対象とする。
□ 車庫	□ 別棟の車庫改装	
	□ カーポート及び舗装	
□ その他	□ 対象工事に伴う家具や機器の移動に係る費用	* エアコン屋外機も含む
	□ 現地調査や管理及び各種申請に係る費用	* 事前調査費、交通誘導員、道路占用料、駐車料金 等

※「補助対象となるリフォーム工事」「補助対象とならない工事」共に、あくまでも（例）ですので、不明な場合は長崎市住宅政策室（095-829-1189）までお問い合わせ下さい。

※介護、障害についての助成については、長崎市介護保険課（095-829-1163）及び長崎市障害福祉課（095-829-1141）までお問い合わせください。